

お寄せいただいた意見（概要）	市の考え方（対応）
<p>危機管理対策について（第 32 条）</p> <p>地域コミュニティに対し、危機管理対策の努力義務が課せられている。もし自治会連合会や市ふるさとづくり推進協議会が地域コミュニティに該当するなら、「自主防災組織」の結成や促進は、自主的かつ自発的な活動であり、義務として推進しているわけではない。一方的に義務化されるのであれば、責任を負担させられることにもなりかねないため、条項の見直しをされたい。</p>	<p>緊急時の危機管理を担う体制については、行政だけでは対応が困難であり、市民の自助・共助の力をはじめ、コミュニティ組織との連携・協力が重要であるとの考えに基づいています。従いまして、コミュニティ組織の自主性や自発性を尊重する中で、共助の観点から地域コミュニティにおいても関係団体や市との連携を求めています。</p>
<p>市職員の育成および資質の向上について（第 13 条）</p> <p>市執行機関の長は市長であり、絶対的な人事任命権は市長にあるため、これは市長の責務とするべきである。市執行機関全体の責務と責任のがれと誤解される様な条項は改善されたい。</p>	<p>ご意見のとおり、市長は市行政を統括し代表するものであり、また、事務を管理しおよびこれを執行するものが地方自治法に定められています。しかし、職員の任命権はそれぞれの行政機関の長が持っています。したがって職員の育成および資質の向上は、それぞれの任命権者の責務です。これを踏まえ「職員の育成および資質の向上」については、市全体にかかわることであるため、「市長」ではなく「市」と規定しました。</p>
<p>他の各条項について</p> <p>市長の権限は絶対的なものがある。市長の各責務をもっと明確にすべきと考慮する。</p>	<p>第 11 条「市長の責務」は公人として強く要求される責務を記述し、その他では、市政運営の代表として課せられた機関としての責務を明確にするため「市」として表示し、「市長その他の執行機関」の責務に包括しました。</p>

